

食肉の品質、銘柄などに関して商品優位性を示す用語を表示した場合、表示をした者の自己責任において、その合理的な根拠を示す必要がある。消費者などから根拠となる資料を求められ、客観的な資料やデータを示すことができない場合は、優良誤認を与えたとして不当表示となるおそれがある。

根拠を求められる表示の例

- 品質等級表示：「上」、「極上」、「特選」など
- 魚介類に類似した品質表示：「とろ」、「中おち」、「えんがわ」

このような商品名、表示を行う場合は、表示をした者の自己責任において、表示の根拠や、表示の基準を消費者に分かりやすく示す必要がある。

なお、食肉の品質に関連している規格として、牛・豚の枝肉及び部分肉取引規格がある。これらを根拠として品質等の優位表示を行う場合は、格付による等級を踏まえたものとするよう留意しなければならない。格付による等級を反映していない表示を行った場合は不当表示になるおそれがある。

